

レギュレーション学派における「国際レジーム」 概念の生成（中）

— J. ミストラルの所説に寄せて —

奥村和久

はじめに：問題の所在

1. ミストラルの国際レジーム概念（「国際レジームと国民的諸軌道」）の再構成
（以上、第67巻第2号）
 2. ミストラルの国際レジーム概念の特徴とそれが切り開いた地平
 - 2.1 レギュレーション学派の基礎概念の国際領域への移植
 - 2.1.1 「成長（蓄積）レジーム」と「国際分業地図」
 - 2.1.2 「制度（構造）諸形態」「レギュレーション様式」と「国際レギュレーション（構造）諸形態」
 - 2.1.3 「発展様式」と「国際レジーム」
 - 2.1.4 「危機」概念の国際領域への適用
 - 2.1.5 覇権国の生産・消費規範への各国の適合能力の相違 = 「国民的諸軌道」の分岐
 - 補論1 ビヨドによるミストラルの国際レジーム概念への言及とその試論的整理
 - 補論2 国際レジーム視点によるポワイエ基本図の読み替え試論
 - 2.2 アメリカ国際レジーム学派との交差とミストラルの独自性
- まとめに代えて

2. ミストラルの国際レジーム概念の特徴とそれが切り開いた地平

前稿で我々は、ミストラルの国際レジーム概念を彼の論理構成に従って再構成し、それが世界経済空間の「統合化と断片化の弁証法」を捉える理論的枠組みであることを見てきた。そしてこの弁証法は、覇権国の成長レジーム（生産・消費規範）が国際レギュレーション諸形態にも支えられて、国際的に不均等に波及する過程を概念化するものであった。本稿および次号ではそのことを踏まえて、ミストラルの国際レジーム概念の特徴を彼が切り開いた二つの地平として検討したい。まず本号では、ミストラルの国際レジーム概念とレギュレーション学派の基礎概念との関係を考察する。そして次号では、彼の国際レジーム概念とアメリカ国際レジーム学派の国際レジーム概念との交差と相違について浮き彫りにしたい。

2.1 レギュラシオン学派の基礎概念の国際領域への移植

ミストラルの国際レジーム論が切り開いた第一の地平は、彼がレギュラシオン学派の五つの基礎概念を国際領域に移植し、これら基礎概念の適用範囲を国際分野にまで広げたことである¹⁾。

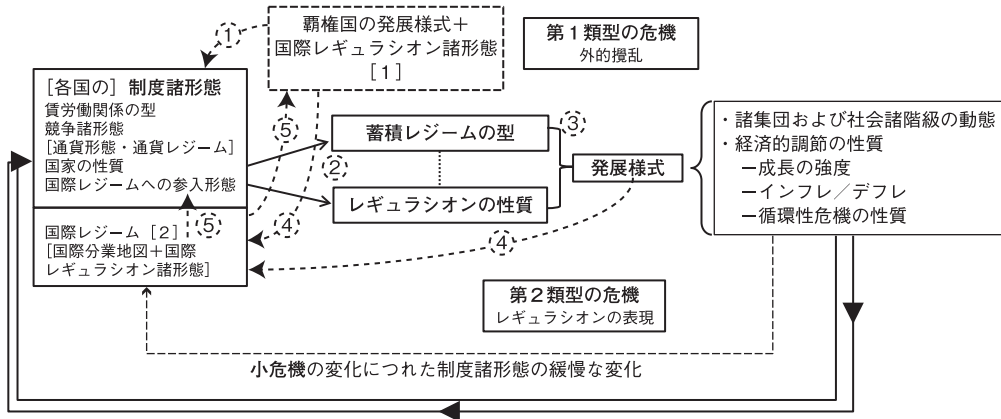
まずレギュラシオン学派にとって第一の基礎概念である「成長（蓄積）レジーム」は、国際レジームの第一側面である「国際分業地図」として国際領域における適用が図られる。次に、第二・第三の基礎概念である「制度（構造）諸形態」と「レギュラシオン様式」は、ワンセットになって国際レジームの第二側面である「国際レギュラシオン（構造）諸形態」へと移し替えられる。そして第四の基礎概念である蓄積レジームとレギュラシオン様式の結合体である「発展様式」は、国際分業地図と国際レギュラシオン諸形態の適合関係としての「国際レジーム」として捉え直される。第五の基礎概念である「危機」は、ミストラルによって二類型に分けて、国際領域に移し替えられる。前稿においても部分的に触れたように、ポワイエの第二類型の危機である「循環性危機」は、各国の国際「競争力の危機（小危機）」として、覇権国の（あるいは国際的）生産・消費規範への適合過程における積極的な調整過程として把握される。また、ポワイエの第四類型の危機である「発展様式の危機」は、ミストラルによって「国際レジームの危機」として理解されるのである。

そして、五つの基礎概念と直接に対応しないとはいえ、覇権国の生産・消費規範の国際的な波及過程に対する各国の適合能力の相違による「国民的諸軌道」の分岐が、必然的にミストラルの国際レジーム概念の理論的な射程に収められるのである。以下、この順序にしたがってミストラルの特徴を展開していきたい。

その前に、しばしば掲げられる図式であるが、これらの基礎概念の相互連関を示した初期のポワイエの図式をいま述べた特徴の展開の便宜のために掲げておく²⁾。

1) この五つの基礎概念については、レギュラシオン学派の初期の著作において提起したものとして、Boyer [1986a] ch. 2を参照。そしてそこで展開されたBoyerの見解は、Boyer [2004] pp. 19-20; 26-7ページ、および山田 [2008] 第3章において、より概念的に秩序づけられ、整理されている。ちなみに、Boyerはフォーディズムの危機以降の事態の推移を五つの基礎概念を用いてリアルタイムで捉えようと試みている。その際、特に制度諸形態の分析を賃労働関係中心の分析から制度諸形態の総体にまで広げ、「国民的諸軌道の分岐」、さらには「資本主義の多様性」として認識の深化を図っている。ところで山田 [2008] は、このBoyerの認識の深化過程を、これまたほぼリアルタイムで追跡している。そしてこの著作は、先進国の資本主義の多様性に問題を引き絞ってレギュラシオン学派の二世代まで含めて紹介してきた山田の諸論文を修正し、再編したのからなっている。したがって数多い山田の諸論文については、現時点では山田 [2008] に集約されていると見なし、もっぱらそれを参照した。

2) なお、この図では、通例、五大制度諸形態として列挙される「通貨形態・通貨レジーム」が挙げられていないため、ポワイエの論旨に沿う形で筆者が挿入した。そして実線による太字によって、元の図をレギュラシオン学派の五つの基礎概念を示すものへと修正した。それに対して、太い点線の矢印、および太い点線で囲まれた□と○の部分、筆者の判断で加筆した。というのも、ポワイエの



諸事件を通じた経済的再生産とそれを支える社会的諸形態との矛盾への突入：
大危機あるいは構造的危機、これら自身二つの類型に区分

第3類型の危機
レギュラシオンの危機

第4類型の危機
蓄積レジームの危機+
レギュラシオンの危機

Boyer [1987] AnnexeII ; 248ページに筆者加筆修正。

図1 諸概念の図式的説明：制度諸形態・蓄積レジーム・レギュラシオン・危機

2.1.1 「成長（蓄積）レジーム」と「国際分業地図」

第一にミストラルは、各国の資本蓄積の規則的な進展に重点を置いたレギュラシオン学派の「成長（蓄積）レジーム」概念を、国際レジームの第一の側面としての「国際分業地図」に対応させている。

レギュラシオン学派の代表的な成長レジームの定義である「資本蓄積の広範で相対的な首尾一貫性を保障する規則性の総体、すなわち過程それ自身から不断に生ずる歪みやアンバランスを吸収したり、時間的にずらしたりすることを可能にする規則性の総体」(Boyer. [1987] p. 46 ; 76ページ) は、覇権国の成長レジーム = 先行性を持つ生産・消費規範の国際的に不均等な波及過程から形成された「相互補完関係にある各国の成長レジーム」 = 「国際分業地図」(Mistral [1986b] p. 176 ; 183 4 ページ) へと移植されている。そしてミストラルによれば、この波及過程は一方では、各国経済の覇権国の成長レジーム = 国際規範への適応能力の相違によって各国のマクロ経済的な分岐をもたらし、世界経済空間の断片化 = 歪みやアンバランスを生み出すものであった。だがそれと同時に他方では、この波及過程は、すぐ後に述べる「国際レギュラ

図においては、「国際レジーム」が通例の五大制度諸形態とは区別されて掲げられており、このことは、後に 補論2 でも述べるように、ポワイエの図を国際レジームの確立・再生産を、そしてその変容を示す図として再構成することを可能にするからである。また、[] は筆者による挿入を示す。以下、すべて同様。

シオン諸形態」に支えられて、各国のマクロ経済的分岐である差異化＝アンバランスが許容可能な範囲に吸収され、各国の資本蓄積の進展を保障し、世界経済空間の統合化をもたらしていく。そして安定した国際レギュレーション諸形態に支えられる場合にはむしろ、各国経済空間に相違があるからこそ、各国経済空間の相互補完＝「参入の論理」が可能となり、その相互連関が「戦略圏」を広げ、各国間のヒエラルキーを伴いつつも国際分業地図を形成していくのである。つまり、ミストラルの第一の側面としての国際レジェーム概念は、蓄積過程そのものが生み出すアンバランスとその吸収による資本蓄積の規則性というレギュレーション学派的動態的な基礎概念である成長レジェーム概念を、国際分業地図という国際的射程をもった概念へと次のように読み替えているのである。つまり国際分業地図は、「断片化」傾向のある各国民経済を、許容可能な差異化に吸収し、「堅固に確立された相互補完性」として「統合化」された世界経済空間として捉え返されているのである。

ちなみに、このことに関しては、以下の二点の注意が必要である。

一つには、ミストラルの「戦略圏」概念が主として先進国に限られていることに関係がある。前稿でも触れたように、彼は第一側面としての国際レジェーム＝国際分業地図への先進国の「参入の論理」と周辺国の「排除の論理」について問題提起をしている。しかし彼は、排除された周辺国が国際分業に占める地位については十分な説明をしているわけではない。この「参入の論理」と「排除の論理」の接合に基づく国際分業の構図の概念把握は、リピエツ (Lipietz [1985], [1986a], [1986b]) やオミナミ (Ominami [1986], Madeuf / Ominami [1983], Madeuf / Michlet / Ominami [1984]) を待たねばならないのである。そしてまた、この二人の研究を踏まえた上でミストラルを踏襲し、再び国際レジェーム概念を正面に打ち出したマジエ / バレ / ヴィダル (Mazier / Basle / Vidal [1993a]) を待たねばならないのである。そして当時は萌芽的であったとはいえ、今日 NIES と形容されるような工業化に成功した一部途上国の国際分業への (再) 統合による国際分業地図の変化についても、同様のことが言えるのである³⁾。

二つ目には、本稿の 補論 1 と 補論 2 でも検討するように、各国の制度諸形態に操縦された国民的成長レジェームがすでに国際レジェームへの参入や対外制約への適応によって規定さ

3) なお、当時の NICs による萌芽的な国際分業地図の変化に関しては、OECD [1979] を参照。そして貿易面からみた国際分業地図の変化 (1955 - 2000年) については、稿を改め、UNCTAD 資料に基づいて UN [1981] [1994] の SITC に依拠した実証を試みたい。なお、貿易面から国際分業地図の変容をサーベイすることは、杉本 [1986] や中本 [1999] の指摘するように多国籍企業による企業内貿易の重要性の増大に鑑みて、不十分との批判は免れないであろう。にもかかわらず Mistral の立論からするならば、多国籍企業の進出先国は、進出先国のマクロ的経済状況を規定する制度諸形態総体に依存している。したがって企業内貿易も含めて、貿易によって形成される国際分業の構図は、各国の、そしてそれに規定された各企業のその時々々の潜在的な国際規範への適合能力を示すものとして、その意義を失わないであろう。

れたものとして捉えられていることである。したがって各国の「国際レジームへの参入形態」は、他の制度的諸形態と相互に錯綜 = 依存しながら、諸制度の階層性と補完性を持ちつつ、各国の成長レジームを形成するのである。つまり、補論1と補論2でもみるように、覇権国を含む各国の成長レジームの相互連関が国際レジームを形成する側面と、このようにして形成された国際レジームが各国の制度諸形態へのフィードバック作用を通じて各国の成長レジームに影響を与える側面との相互連関が視野に納められているのである。またミストラルは、このような各国の成長レジームの具体的な姿については語っていないが、すぐ後で検討するように、許容可能な範囲に吸収された各国のマクロ経済的分岐をすでに視野に納めているのである。

2.1.2 「制度 (構造) 諸形態」「レギュラシオン様式」と「国際レギュラシオン (構造) 諸形態」

第二に、ミストラルによるレギュラシオン学派の基礎概念の国際領域への移植は、レギュラシオン学派の基礎概念である「制度 (構造) 諸形態」と「レギュラシオン様式」が一体となって、前稿で検討したようなミストラルの「国際レギュラシオン諸形態」(Mistral [1986b] p. 180 ; 188ページ)、あるいは「階層的に hierarchisees 分類された国際構造諸形態」(Mistral [1986b] p. 181 ; 188ページ)として国際領域に置き換えられていることである。

このようにミストラルは、制度 (構造) 諸形態とレギュラシオン様式を一体として国際領域へ移し替え、この一体化したものを国際分業地図との適合関係において捉えている。そこでまず、レギュラシオン学派において、制度 (構造) 諸形態とレギュラシオン様式の関連がどのように把握されているかを見て、次いで関連づけられた両者 (制度諸形態とレギュラシオン様式) と成長レジームの関係が問われねばならない。ここでは、それらの点について、レギュラシオン学派を代表するアグリエッタとポワイエに依拠しながら簡単に振り返る。その後、ミストラルがどのように制度 (構造) 諸形態 / レギュラシオン様式を国際レギュラシオン (構造) 諸形態として国際領域に移し替え、それと国際分業地図と関連させたかを検討したい。

レギュラシオン概念そのものを最初に提起したアグリエッタによれば、制度諸形態とレギュラシオン様式との関連は、「レギュラシオン様式とは諸媒介 mediations の首尾一貫した配置 agencements」(Aglietta [1997] p. 457 ; 44 ページ)、あるいは「レギュラシオン様式を構成する社会的諸媒介の組み合わせ combinaison」(Aglietta [1997] p. 460 ; 47 ページ)として捉えられていた。そして、この諸媒介が「制度諸形態 formes institutionnelles」、または「構造諸形態 formes structurelles」と呼ばれているのである⁴⁾。

そしてレギュラシオン様式と成長レジームとの関係については、「レギュラシオン様式は、

4) Petit [1998] p. 170によれば、「成長レジームにおける経済諸活動の編成の基礎になっている制度諸形態の構図」は、「制度諸形態が提示される アーキテクチャ の枠組み」を考慮に入れるとき、「構造諸形態」として示されるのである。

資本蓄積によって生み出される不均衡を、各国内部の社会的凝集性と両立できる限度内に抑制するような諸媒介の総体」(Aglietta [1977] p. 412; 4 ページ)として把握されているのである。あるいはまた、レギュラシオン様式は、「様々な社会的分離」を特徴とする資本主義に過程的な統一性を与え、成長レジームを回路づけていくものとして理解されているのである(Aglietta [1976] Avant-propos a la deuxieme edition; 「第二版への序文」)。

レギュラシオン学派のもう一人の代表であるボワイエは、制度諸形態を「基礎的社会諸関係のコード化」として捉え、制度諸形態を構成する五つの制度(通貨形態/通貨レジーム、賃労働形態、競争形態、国際レジームへの参入形態、国家形態)を提示する(Boyer [2004] pp. 19 20; 27 8 ページ)。そしてこの制度諸形態の総体が、ある歴史的時期の特定のアーキテクチャ *architecture* に基づく補完性 *complementalite* を伴った階層性 *hierarchie* において捉えられる時、レギュラシオン様式として把握される(Boyer [2004] ch. 1; 第1章)⁵⁾。

そしてボワイエによれば、このレギュラシオン様式が、資本主義に「固有な不均衡を蓄積[成長]レジームの内部に閉じ込めるのである」(Boyer [2004] p. 18; 24ページ)。

いずれにせよ、アグリエッタにおいても、ボワイエにおいても、制度諸形態の配置構造総体としてのレギュラシオン様式は、成長レジームの持つ矛盾や歪みを成長レジーム内に閉じ込め、成長レジームを回路づけていくものとして認識されているのである。

翻って、この制度諸形態/レギュラシオン様式を国際レギュラシオン(構造)諸形態として国際領域に適用したミストラルにおいては、国際レギュラシオン諸形態は、覇権国の成長レジームの国際的に不均等な波及から生み出される国際分業地図が各国の断片化に陥らず、民間諸主体の行動を方向付け、諸国家間の対立を緩和するものとして理解されている。そしてそのことによって国際レギュラシオン諸形態は、むしろ各国の「資本蓄積の進展を保障する相互補完関係の存在に基礎づけられた経済諸空間の構図」(Mistral [1986b] p. 172; 179ページ)を形成し、国際分業地図に安定性を与えなければならない。そのため彼は、国際レギュラシオン諸形態を、各国経済空間の相互連関を保障しながら、各国のマクロ経済的差異化を国際分業地図の形成にとって許容可能な範囲内にとどめるものとして把握するのである。

このような国際分業地図の断片化傾向に統合化作用を与える国際レギュラシオン諸形態は、我々が既に前稿で見たように、ミストラルにおいては階層的に分類された三大カテゴリーとして指摘されていた。そのうち最初の二つは、組織的原理に従うミクロ経済次元に属し、三番目のカテゴリーは、制度的論理に従うマクロ経済次元に属するものであった。

第一のカテゴリーは、各国経済空間を相互に関連させる陸海空輸送網・海外営業支店・銀行の海外業務のような「国際ネットワーク」としてミストラルによって掲げられたが、このネッ

5) レギュラシオン学派の認識過程の深化の中で得た制度諸形態の「補完性」と「階層性」について代表的な文献として、Boyer [2004] ch. 1, Amable [2003] ch. 2 を参照。

トワークは直接には生産の領域には浸透しない表面的なものであった⁶⁾。

第二のカテゴリーは、多国籍企業によって形成された緊密な相互連関を有する企業空間であり、多国籍企業は進出先国の「生産および消費様式の高質化をもたらす強力な手段」として彼によって指摘されていた。というのも、多国籍企業は投資先の空間的配置に基づいて組織原理の優位と技術優位を進出先国に移植し、ミクロ経済的論理に応じた企業空間を形成するからである (Mistral [1982a] p. 207 ; 24ページ。Mistral [1986b] pp. 183 4 ; 189 90ページ)⁷⁾。

だがミストラルによれば、日本とイギリスの対比に見られるように、必ずしもアメリカ多国籍企業の海外進出は、各国にとって「最も効率的な生産規範や報酬規範の移植と深化」にといった条件ではない。むしろ企業戦略というミクロ経済的要因の方こそが、覇権国の生産・消費規範への各国の参入能力をも含んだ「全体としてのレギュラシオン諸形態」に規定されたマクロ経済的要因を考慮しつつ展開されるのである (Mistral [1982a] p. 230 ; 55ページ。Mistral [1986b] pp. 183 4 ; 190 1ページ)^{8) 9)}。

したがって、国際レギュラシオン諸形態のうち、いま述べた二つのカテゴリーよりも階層的に上位にある第三のカテゴリーは、マクロレベルで各国内部の全体としてのレギュラシオンの相対的自律性を保障しながら、かつ、各国経済空間の断片化を世界経済空間の統一化の枠組み内に閉じ込める各国国家による「国際経済諸関係の制度化」である。そして前稿でも見たよう

6) 例えば、これらの国際陸海空交通ネットワークのうち海運業について、貿易・投資構造と物流の関連の視点から検討した著作として、津守 [1997] および立石 / 星野 / 津守 [2004] 第 8 章を参照。

7) この「世界経済空間の統合化傾向をもたらす企業の組織的行動」(Mistral [1982a] p. 207 ; 24ページ) を、製品のライフ・サイクル (新製品段階: アメリカ 成熟途上の製品: ヨーロッパ 標準化製品: 途上国) に即して多国籍企業の進出先として描けば、Vernon [1966] のプロダクト・サイクル論が対応する。そして、進出先国への多国籍企業の組織原理の移植に関しては、Stopford/Storper [1886], Delapierre / Michalet [1976] を参照。また、先進工業国間で「企業特殊優位性」に基づいて直接投資の相互浸透が行われれば Hymer [1976] モデルとなる。さらには、「企業特殊優位性要因」と「生産立地要因」をより明示的に組み合わせれば、Dunning [1981] による「折衷理論」となるであろう。これら諸説を踏まえて多国籍企業の行動分析を整理したものとして Dicken [1998] ch. 6・7・8 も参照。また、Beaud [1987] は、多国籍企業の有する世界経済空間の統合作用が、ヒエラルキー化された世界空間を創り出すことを強調している。

8) 小島 [2003] 第 1 章における赤松「雁行型経済発展論」の論点と理論的射程に関する整理は、直接投資元の国民経済と直接投資先の国民経済の産業構造の動態的变化を視野に収めている点で、Vernon のプロダクト・サイクル論よりも、包括性を持っていると思われる。というのも、直接投資を媒介とする雁行型発展の国際的波及は (「雁行形態論の第二次展開」)、国民経済の「雁行形態論の第一次展開」としての「雁行形態の基本形である 生産の能率化」と「雁行形態の変形である 生産の多様化・高度化」を理論的射程に収めた上で展開されているからである。

9) プロジェクト自体は所有しないが、合併、国際下請け契約、ライセンス協定、フランチャイジング等によって有形あるいは無形の資産を提供する点に着目した Oman [1984] の「新形態の投資」は、進出先国のマクロ経済的要因を考慮に入れた多国籍企業の新たな進出形態と見なすことができるであろう。

に、国際マクロ次元での制度化が、国際分業地図のその時期ごとの性格に応じて、それに適合的な国際レギュレーション諸形態の第三のカテゴリーとしてミストラルによって分類される。つまり貿易・通貨面において捉えられた国際レギュレーション諸形態は、各国の差異化＝断片化を堅固に確立された国際分業地図の枠組み内に止めるものとして把握されているのである。

なお、ミストラルが制度諸形態／レギュレーション様式を一体として国際レギュレーション諸形態として国際領域に移植したことに関する説明はない。おそらくその理由の一端は、彼が国際領域を考察する際には、国際レギュレーション諸形態を今みたように階層的に分類する必要性を覚えていたためであると思われる。なぜなら、彼の論文の執筆時には、レギュレーション学派において五大制度諸形態の階層性に関する問題意識は、未だ十分なものとして検討の俎上になっていなかったからである。

2.1.3 「発展様式」と「国際レジーム」

以上のようにミストラルは、成長レジームを国際レベルでは国際分業地図に移し替え、制度諸形態／レギュレーション様式を一体として国際レギュレーション諸形態へと移植している。このことが示しているようにミストラルにおいては、レギュレーション学派によって「蓄積 [成長] レジームとレギュレーション様式との結合体としてとらえられた発展様式」(Boyer [1987] p. 60 ; 95ページ) は、国際分業地図と国際レギュレーション諸形態の適合関係としての国際レジームとして国際次元へと移植されているのである^{10) 11)}。

ここでは、以下の二点に注目しなければならない。

-
- 10) 前稿の注8で言及した Robles は、このような対応関係について次のように指摘している。「国民的領域における蓄積レジームに対応するのは国際レジームである。……国民レギュレーション様式の特徴を示す制度的諸形態に近似的に対応するのは、国際レギュレーションの構造諸形態の存在である」(Robles [1994] p. 118)。だが本稿が検出してきたように、国際レジームは国際分業地図と国際レギュレーション諸形態の二側面から形成されており、国民的領域における蓄積レジームに対応するのは国際領域では国際分業地図であり、国民的レギュレーション様式に該当するのが国際レギュレーション諸形態と見た方が自然であろう。またこのことは、Mistral の国際レジーム概念を彫琢し、さらに発展させた Mazier / Basle / Vidal [1993a] を参照すれば、より明確となる。同著によれば、国際レジームは、Mistral の国際分業地図に該当する「国際成長レジーム」と「国際レギュレーション諸形態」によって構造化されているものとして把握されているからである (Introduction, Ch. V)。そして本稿 補論1 でも扱う Mistral に言及している Billaudot も、国際レジームを「国際分業地図と国際レギュレーション諸形態との間の動的な両立可能性の表現」(Billaudot [2001] p. 252) と定義している。だが、このような Robles のミスリーディングは、前稿の注14でも述べたように、Mistral が対象となる用語にその時々ふさわしい形容詞をつけなかったことにも一つの原因があると思われる。
- 11) 清水 [1990] は、レギュレーション学派の基礎概念を検討しつつ、ポワイエのように蓄積レジームとレギュレーション様式の結合として発展様式を捉えることに疑問を呈している。このことは、すぐ後の本稿の注13でもみるように、蓄積レジームという、いわば実体的側面とレギュレーション様式という制度的側面の関連を、どのように把握するのかという点に関する重要な問題提起となっている。

第一は、国際レジームが国際分業地図と国際レギュラシオン諸形態の適合関係から成っていることと関係している。

レギュラシオン学派においては、一方では、制度諸形態の配置構図であるレギュラシオン様式が成長レジームの諸特徴を生み出すものとして把握されている。だが他方では、これとは逆の関係も視野に納められている。つまり、レギュラシオン学派は、一方では制度諸形態が実体面である成長レジームを「維持し *soutenir*」、*「道案内する piloter」* という側面と同時に (Boyer [2004] p. 20 ; 26ページ)、他方では逆方向に「経済面での諸変化が諸制度を形成する」 (Boyer [2004] pp. 26 28 ; 35ページ) という側面も射程に入れているからである。

このことはミストラルにも当てはまる。すぐあとで見ると彼にあっては、国際レジームという用語は用いていないものの、外延性基調の蓄積レジームから内包性基調の蓄積レジームへの歴史的変容を述べた箇所において、「新しい蓄積レジームに適合的なレギュラシオン諸形態の創設」 (Mistral [1982a] p. 213 ; 33ページ) という表現も見られる。このように彼は、実体面から制度面への影響に重点が傾斜しすぎている感があるとはいえ、制度面と実体面の適合関係と相互作用が重視されているのである。また、この傾斜は、彼にとって国際レジーム概念がまだ未確立な論文にも垣間見られる。前稿でみたようなフランスのフォーディズムの構造的脆弱性を直接に対象とした論文においてであるとはいえ、彼は「世界経済のレギュラシオンは国際的な蓄積の動態から生まれる」 (Mistral [1978] p. 3) と述べているからである¹²⁾。いずれにせよミストラルにあっては、当時は用語としては未確立であるとはいえ、実質的には国際分業地図と国際レギュラシオン諸形態の適合関係への関心が萌芽的形態で生まれていたのである¹³⁾。

12) Lipietz [1985] (pp. 38 39 ; 59 61ページ) は、「世界需要を調整する制度的諸形態もなければ、通貨の発行を調整する超国民的主権も存在しない」がゆえに、Mistral の語るような「世界経済のレギュラシオン」概念には懐疑的である。そしてこのことは、国民経済レベルでのレギュラシオンと国際レベルにおけるレギュラシオンの異同という重要な問題を提起しているため、この点については稿を改めたい。

13) Vidal は、「レジーム」という語の持つ法律・制度的側面と自然科学的側面の二つの意味について述べ、Mistral の「国際レジーム」概念が二つの意味を同時に有していることを指摘している。というのも、前稿で検討したように、Mistral の国際レジーム概念は、国際レジームの第一の側面としての国際分業地図と国際レジームの第二の側面としての国際レギュラシオン諸形態から構成されていたからである。「法律の意味では、この [レジームという] 言葉が示しているのは、権力にアクセスし、決定を行う諸条件を規定するルール of the totalité である。科学技術的な意味では、この言葉は、自然の原動力の、あるいは自然現象の動態を特徴付けるパラメータの総体である。レギュラシオン理論においては、この言葉は……同時に二つの意味を指し示す。すなわち、レジームは、成長の主要諸特徴と成長に結びついた諸制度を意味するからである。それはとりわけ、Mistral によって用いられた国際レジームという概念の場合である」 (Vidal [1998] p. 90)。なお、このことは、後に本稿の注22でも検討するように、レギュラシオン学派の基礎範疇の一つである「レギュラシオン様式」に対して、表現方法の変更をも迫る可能性を示唆している。というのも、「レジーム」の一方の意味である法律・

第二は、ミストラルの国際レジームの移行が、レギュラシオン学派における資本主義の質的転換と結びつけられていることに関連している。アグリエッタは、外延性基調の蓄積レジームから内包性基調の蓄積レジームへの歴史的変容を、労働過程の変容のみならず、労働者の存在条件の変容＝労働力の再生産過程の変容として捕らえ、この内包性基調の蓄積レジームを支える社会的諸条件の総体であるレギュラシオン様式を視野に納めていた (Aglietta [1976])。つまりアグリエッタに代表されるようにレギュラシオン学派は、資本主義の断絶や転換を発展様式の変容として制度面・実体面から歴史的射程を持って把握していたのである。

そしてミストラルは、一方では、1930年代大不況期から第二次大戦後にかけての資本主義のこの質的転換過程を覇権国のイギリスからアメリカへの移行過程と結びつけていく。また他方では、彼は、いまだ国際レジームという用語を用いていない著作においてであるとはいえ、実質的内容としては第二次大戦後の先進資本主義諸国のフォーディズム期の国際レジームを、新しい覇権国アメリカの成長レジームの国際諸制度に支えられたテンポにおいても効率性においても国際的に不均等な波及過程として把握していく。そしてこの波及過程は、それに参入する各国の制度的諸形態総体や成長レジームの変容を促していくのである。こうしてミストラルは、外延性基調の蓄積レジームから内包性基調の蓄積レジームへの移行をイギリスの覇権下の国際レジームからアメリカの覇権下の国際レジームへの移行として捉え、国際レジームの持つ国際分業地図と国際レギュラシオン諸形態の二側面の適合関係を歴史的射程において把握していくのである。

ちなみに、この覇権国の交代に伴う国際レジームの移行 [1]、そしてまたアメリカの覇権の下で形成された世界経済空間 [2] については、それをまとまって示す適切な箇所がある。またこの箇所は、ミストラルの制度的側面と実体的側面の適合関係についての認識、および次稿で検討する覇権安定論と「広義」の国際レジーム論の関係の把握の仕方を示唆している。そのため、同論文が未だ国際レジーム概念が用語としては未確立であり、また、かなり長くなるとはいえ、引用しておこう。

「[1] この時期 [両大戦期] はむしろ、世界的な影響力のある諸領域 (とりわけ通貨・金融面) と「覇権」候補である二つの経済 [アメリカとイギリス] の工業面で分岐した動態との間の不一致を記録している。そして覇権を巡る対抗が国際諸市場の運行を不安定にしているのである。すなわち、国際諸関係は覇権関係が存在しないことによって構造を解体されて

制度的な側面を表すものとして「レジーム」を用いるなら、制度諸形態総体の配置構造を意味する「レギュラシオン様式」も「レギュラシオン・レジーム」として表現が可能だからである。ちなみに、「レジーム」の他方の意味である自然科学的な用法は、「自然の基本構造」を示す語として、新聞等で日常的に使われている (例えば、「レジームシフト：気候に伴い海の生態系変動」『日本経済新聞』2010/04/21)。

いるのである。しかし、覇権関係のみが国際諸関係において均衡しあう自己求心的な諸勢力に対抗することができるのである。そのため国際諸関係は、1930年代に危機への突入によって引き起こされた不均衡を著しく増幅していくのである (Kindleberger [1973])。……そして大不況の最も根本的な起源は、新しい蓄積レジームの矛盾に満ちた確立と注意深く関係づけられたのである (Aglietta [1976], Boyer [1979])。すなわち、もし危機についての最も根本的な争点で、これらの著作が明らかにしたように、新しい蓄積レジームに適合的なレギュラシオン諸形態の創設にあるなら (そして国家という上部構造によって市場経済を監督することにあるのではないなら)、覇権関係の解明のみが、覇権関係の深化を国際的波及の加速という形態の下で、今日的意義があるものにして行くであろう。

この点で、第二次世界大戦は古い国際経済秩序の激変をもたらす；戦後復興と冷戦の時期は、アメリカの政治的・軍事的優位を保障しつつ、世界経済の金融センターを大西洋の一方の岸から他方の岸へと移行させつつ、この時期は、一世紀以来次第に形成されてきた工業面でのリードを帝國的使命に転換するのである；ここに帝國的使命は、[国際レギュラシオン諸形態] 四つの支柱に支えられて、その性向を展開することができるようになっていく¹⁴⁾。

…… (中略) ……

[2] しかしながら内包的蓄積レジームへの長期にわたる移行の考察のみから得られる教訓は、依然として必然的に貧弱なままにとどまっている。すなわち、これらの教訓は洗練されて、支配的 [覇権国] 経済において経験された生産面での規範と消費様式によって構造化された蓄積の新しい流れの複数の国民的空間への波及を説明しなければならないのである (Mistral [1982a] pp. 213 4 ; 33 4 ページ)。

そして前稿において我々がミストラルの論理を再構成する中で両者の適合において見たことを要約すれば、イギリスの覇権下の国際レジームが「諸々の国際市場の自動機構」に基づいていたのに対し、アメリカの覇権下の国際レジームが諸々の国際市場を「各国のレギュラシオンの隙間に組み入れている」ことにあったのである (Mistral [1986b] p. 193 ; 200ページ)。

2.1.4 「危機」概念の国際領域への適用

ミストラルの第四の特徴は、レギュラシオン学派の第五の基礎概念である危機概念を国際領域へと適用したことである。前稿でも述べたように彼は、国際領域における危機を国際「競争力の危機 (小危機)」と国際「レジームの危機」として二類型において捉えている。

それに対して、周知のように危機概念を定式化したボワイエによれば、レギュラシオン学派の危機概念は五類型に区別されている。つまり、両者の間には微妙なズレも見られるのである。

14) この四つの支柱については、前稿 1.3 を参照。

その点を踏まえて両者の異同についてみていこう。

ポワイエによれば第一類型の危機は、「外的攪乱としての危機」であり、自然災害や戦争等によって再生産が阻止されるものである (Boyer [1987] pp. 61 2 ; 97 8 ページ。Boyer / Saillard [2002] p. 559)。そしてミストラルは、この危機に関しては言及していない。

第二類型の危機は、「循環性の危機」であり、「安定的発展様式内部におけるレギュラシオンの統合的一部分 *partie integrante*」(下線筆者)として経済の拡張期に累積された歪みを清算するノーマルな役割を果たす危機である (Boyer [1987] pp. 62 3 ; 98 101 ページ。Boyer / Saillard [2002] p. 559)。前稿でも見たように、ミストラルは、この第二類型の危機を国際「競争力」の危機として国際領域に適用していくのである。ミストラルによれば国際競争力の危機は、覇権国の成長レジーム = 国際規範への各国の適応過程において生ずる危機であり、この適応が成功裡になされる限り、国民的諸軌道の多様性を孕みつつも、諸国民経済の差異化を許容可能な限度内へ吸収する。つまりこの危機は、世界経済空間にとって「統合的性格 *caractere integrateur*」(下線筆者)を有するものなのである (Mistral [1986b] p. 197 ; 205 ページ)。いずれにせよ、循環性の危機と国際競争力の危機は、景気循環に関わるにせよ、各国の国際レジームの参入形態に関わるにせよ、積極的な調節過程としての意味を持つ。それゆえ両危機ともに、再生産にとって内生的な危機であるとはいえ、再生産に伴う歪みを吸収するという統合的な役割を果たす「小危機」として特徴付けられるのである。

この小危機に対して、ポワイエに代表されるレギュラシオン学派は、長期的再生産の矛盾的性格が際立つ危機を「大危機 (構造的危機)」として捉え、それをさらに二つに区分している。つまりレギュラシオン学派において大危機は、第三類型の危機である「レギュラシオン様式の危機」と第四類型の危機である「蓄積レジーム + レギュラシオンの危機」が識別されつつ提示されている。そしてミストラルの「国際レジームの危機」 = 「国際ノン・レジーム」は、第四類型の危機を国際的に適用したものと考えられるのである。

ポワイエによれば「レギュラシオン様式の危機」は、蓄積レジームがまだ生命力をもっているのに、現行のレギュラシオン様式に結びついたメカニズムが好ましくない経済状況の連鎖を転換できないような危機である (Boyer [1987] pp. 64 8 ; 101 7 ページ。Boyer / Saillard [2002] p. 559)。だがミストラルの場合には、国際レギュラシオン諸形態の危機は、とりわけ国際制度諸関係の危機は、覇権国の衰退によって引き起こされるものである。そして覇権国の経済力の低下は、必然的に国際分業地図の変化をもたらすが故に、国際レジームを国際レギュラシオン諸形態と国際分業地図の適合関係として把握するミストラルの場合には、第三類型の危機の国際的移植はその適用外にある。

そしてポワイエによる第四類型の危機は、直接には「蓄積レジームの危機」であるが、蓄積レジームを条件付ける制度諸形態の内部における矛盾の激化が限界に達したことによる危機である。そのため、この蓄積レジームの危機は最終的には、レギュラシオンの危機をもたらす、

それゆえ「発展様式総体の危機」を生み出す。ポワイエによれば、発展様式の危機は、レギュラシオンのメカニズムの部分的・一時的な不均衡ではなく、当該経済の動態的再生産の行き詰まりによるものであり、レギュラシオン様式の危機より深刻なものである。だが彼は、蓄積レジームの基礎にある制度諸形態はレギュラシオン様式の中にも介入しているため、第三類型の危機と「蓄積レジーム+レギュラシオンの危機」としての第四類型の危機を区別するのは困難であるとも指摘している (Boyer [1987] pp. 68 70 ; 107 11ページ。Boyer / Saillard [2002] p. 559)。

ミストラルは、国際レジームの危機を覇権国の覇権の衰退によって引き起こされる国際分業地図の変化と各国の力関係の変化による国際レギュラシオン諸形態の変化が合流し、両者の不適合が生じたことに見いだしている (Mistral [1986b] p. 197 ; 205ページ)。したがって、彼は国際レジームそのものの危機を、国際分業地図の変化+国際レギュラシオン諸形態の変化による両者の不適合としての危機として捉えており、この危機はポワイエの「蓄積レジーム+レギュラシオンの危機」が国際領域に適用されたものといつてよいであろう。

レギュラシオン学派の第五の危機類型は、「生産様式の危機」であり、ある生産様式に固有な社会諸関係の崩壊を意味する。したがってこの危機は、封建制から資本主義への移行のような体制の移行を示している (Boyer [1987] pp. 70 72 ; 111 114ページ。Boyer / Saillard [2002] pp. 559 60)。だがミストラルは、この第五類型の危機が国際領域でどのような意味を持つかについては、言及していない。

以上で見たような形態で、ミストラルは、レギュラシオン学派の危機概念を国際領域に移植している。だがミストラルとポワイエには危機概念の類型化に関する微妙な相違もあった。ポワイエとミストラルは、その共著において (Boyer / Mistral [1978])、フォーディズムの危機と1930年代の危機を緻密な叙述によって対比しているが、まだ当時は、危機概念が定式化されているわけではなかった。そのため、危機概念に関しては、ポワイエがその後、定式化に重点を置き、五類型を提示しているのに対して、ミストラルは、国際領域における分析にとって現実に意味を持つものとして危機の二類型を挙げていると思われる。とりわけ、レギュラシオン学派の第三類型の危機と第四類型の危機の区別についても、ミストラルが国際レジームの形成・維持にとって基盤をなす覇権国の成長レジームを重視していることから推し量れるように、覇権の基盤の衰退は、国際分業地図と国際レギュラシオン諸形態の双方に変化をもたらす。そのために彼は、ポワイエの定式化した第三類型の危機と第四類型の危機を国際領域で区別することは困難であると考えていたと思われる。

いずれにしても、レギュラシオン学派の基礎概念の国際領域への移植は、ただ単に機械的な対応関係ではない以上、こうした微妙なズレは当然のことであり、このようなズレは、ポワイエ自身が語るように、「国民的レギュラシオンについて得られた成果」 (Boyer, R. [1986a] p. 52 ; 84ページ) を国際場裡でどのようにして構築していくかというレギュラシオン学派の

さらなる課題にも連なっていくのである。

2.1.5 覇権国の生産・消費規範への各国の適合能力の相違 = 「国民的諸軌道」の分岐

ミストラルがレギュラシオン学派の国際領域で切り開いた特徴の最後は、彼が覇権国アメリカのフォーディズムの国際的に不均等な波及による国際レジームの形成という枠組みにおいて、各国の国民的軌道が収斂ではなく、多様性を有することを意識的に射程に収めていたことである^{15) 16)}。つまり、彼においては国民的諸軌道の分岐は、その分析がフォーディズム期に限られているとはいえ、こうした諸軌道の分岐を個々ばらばらにではなく、覇権国アメリカの生産・消費規範への各国の適応過程の相違によって生じたものとして、既に国際レジームという統一的視角から把握されていたのである。

それとの対比で、簡単にレギュラシオン学派による資本主義の多様性認識の経緯を遡及し、その上で再度、ミストラルの「国民的諸軌道の分岐」把握の特徴を浮き彫りにしよう。

レギュラシオン学派は、その草創期においても既に米仏のフォーディズムの標準構図に対するマイナーな変種ということで、国民的諸軌道の多様性を賃労働関係の編成方法の相違の視点からヨーロッパ七カ国比較（フランス、イギリス、アイルランド、ベルギー、スペイン、イタリア、ドイツ）として視野に収めてきた（Boyer [1986c] pp. 22 23 ; 58 59ページ）。さらにこの比較は、フォーディズム期の「一つのモデル、多数の国民的ブランド」（Boyer [1990] p. 13 ; 37ページ）として、以下の二点において、認識論的深化を伴って整理されていく。つまり一方では、この認識論的深化は、賃労働関係を五つの構成要素として整理し、さらにその構成要素をフォーディズムの全体像として総括するという視点を持つようになる。他方では、比較対象国を入れ替え、アメリカ、日本をも含む OECD 主要諸国（オーストリア、フランス、イタリア、日本、スウェーデン、イギリス、アメリカ、ドイツ）の比較として、その後の類型化につながるような比較対象国の包括性を得ていくのである（Boyer [1990] p. 13, Table 2 ; 38 9ページ）。

また、レギュラシオン学派は、フォーディズムの危機以降における各国の危機への対応の相違を、アフター・フォーディズムにおける国民的諸軌道の分岐として賃労働関係分析を中心軸

15) 本稿ではフォーディズムをその多様性を考慮に入れず、「生産規範と消費規範の同時的変化を促進する制度諸形態の結合」（Boyer [2004] p. 30, 40ページ）による急速な生産性上昇・実質所得の増加・安定した所得分配に帰結すれば、広い意味でのフォーディズムとする。

16) フォーディズムにおける労働過程と消費規範の同時的変容を生産財と消費財の部門間連関としてフランスを例にとって展開したものとして、Bertrand [1985], Bertrand / Mazier / Picaud / Podevin [1981] を参照。また安孫子 [2012] 第1章は、これらの著作を丹念に紹介している。また生産規範と消費規範の関連を、生産性レジームと需要レジームとの関連として捉え直し、フォーディズム期のみならず、フォーディズム後の制度諸形態と成長レジームを展開した代表的な著作として、Petit [1998], Billaudot [2001], 宇仁 [1998] を参照。

にして四軌道に類型化してきた。アメリカを例とする「分散型・逆コース型軌道」、日本に見られる「マイクロ・コーポラティズム型軌道」、スウェーデンを中心とする「社会民主主義型軌道」、仏伊のような「ハイブリッド型軌道」がそれに当たる。そしてこの時期の比較分析になると、いまだ五つの制度諸形態総体を視野に収めた分析ではないとはいえ、もはや個々の国の並置的比較ではなく、各国の賃労働関係を類型化して理念型として捉えるという視点が前面に出てくる。したがって大部分の OECD 諸国は、この類型化されたパターンのいずれかに帰属するのである。

そして、1990年代中葉から、ボワイエは、五つの制度諸形態とそれが生み出すレギュラシオン様式を視野に収めるといふ認識論的な深化を伴いつつ、資本主義の多様性を四つのタイプの資本主義として検出するに至る。そして彼は、多少の名称と所属国の変化を伴いながらも、「市場主導型」、「メゾ・コーポラティズム型」、「公共的 / 欧州統合型」「社会民主主義型」を四類型として提示する (Boyer [2004] pp. 89 90 ; 118 9 ページ)¹⁷⁾¹⁸⁾。さらに第二世代のレギュラシオニストであるアマブルは、科学 技術 産業特化というテクノロジー特性の国際比較と労働市場 教育制度 金融システムの制度特性の国際比較の結合からなる「イノベーションと生産の社会的システム」の視点から、資本主義の五類型を「市場ベース型」、「アジア型」、「大陸欧州型」、「社会民主主義型」、「地中海型」として析出していく (Amable [2003])¹⁹⁾。

このようなレギュラシオン学派の資本主義の多様性への認識の深化に対して、ミストラルの

17) このような Boyer の資本主義の多様性への認識の深化は、VOC (varieties of capitalism) アプローチとレギュラシオン・アプローチの対質を通じて促された側面もある。そしてその経緯は彼の幾つかの著作を経て、Boyer [2004] に要約されている。先にも述べたように、この間の彼の認識の深化過程については、それをほぼリアルタイムでフォローした山田 [2008] 第 4・5・6・7 章が詳しい。ただし本稿は、個々の国別比較ではなく、各国比較が類型化されて理念型として示されるに至る推移に焦点を置いた。というのも、レギュラシオン学派にあって類型化への認識の深化は、理念型としての準拠の深化を伴いつつも、類型化された複数のパターンが依然として同列に置かれているからである。しかしこのような同列化は、本文でも述べるようにフォーディズム期における覇権国アメリカの生産・消費規範の同時的変革の先行性という視点の希薄化をもたらしていると思われるからである (下線筆者)。

18) 特に、多様性認識において日本をどのように位置づけるのかという関心は、フォーディズム期の分析においても既に現れている。日本がフォーディズムか否かを、「投資主導型」か、あるいは「消費主導型」かという視点から先駆的に分析した著作として平野 [1996] を参照。そして、ポスト・フォーディズム期まで含めて「日本資本主義へのレギュラシオン・アプローチ」を試みた諸文献のサーベイに関しては、山田 [2008] 第 10 章を参照。また、特に Mistral の「戦略圏」概念を援用して、日本と東アジア工業化の関連を分析した著作としては、井上 [1996] 第 III 部参照。

19) Amable [2003] の分析視角と五類型については、安孫子 [2012] 第 III 部、原田 [2005a] [2005b] [2005c]、山田第 7 章の丹念な紹介・整理を参照。ちなみに、Amable のテクノロジー特性の国際比較という視点は、彼の技能形成特性への着目と相まって、藤本 [2012] 2 章のアーキテクチャ視点による特化の国際比較 (モジュラー型アーキテクチャとインテグラル型アーキテクチャ) との交差の重要性を示唆しているように思われる。

場合は、80年代後半の仏首相 M. ロカールの経済顧問への就任およびその後の駐米大使への赴任による研究活動からの疎遠化のため、フォーディズムの危機以降の資本主義の比較分析や類型化に関する言及はない。またフォーディズム期に関しても、ミストラルは、補完関係に立ちつつも分岐した各国の成長レジームについて、各国の賃金シェアを中心とする賃労働関係および平価を媒介とした産業構造の比較を断片的に述べているだけであって、五大制度的諸形態を視野に収めて具体的に各国の国民的レギュレーション様式と成長レジームの分析や類型化を行っているわけではない (Mistral [1982a] pp. 219-221 ; 41-44ページ)。

だが、ミストラルの国民的諸軌道の分岐に関しては、多くの論点を伏在させている以下の二点に注意が払われねばならない。

第一に、既に述べたようにミストラルは、フォーディズム期に限られた分析であるとはいえ、国民的諸軌道の分岐を、個々ばばらにではなく、先行性を持つ覇権国アメリカの生産・消費規範への各国の適応過程の相違によって必然的に生じたものとして、国際レジーム論的視角から把握していたのである。つまり先にも国際レジームの移行の箇所でも引用したように、国民的諸軌道の分岐は、覇権国経済において経験された「生産面での規範と消費様式によって構造化された蓄積の新しい流れの複数の国民的空間への波及」(Mistral [1982a] p. 214 ; 34ページ)の過程で生じたものなのである。したがって、フォーディズム期の国民的諸軌道の分岐は、ミストラルにおいては、アメリカ覇権期の国際レジームの確立・再生産と密接不可分に結合した視点から把握されているのである。

そしてこのことは、ボワイエに代表されるようなレギュレーション学派とミストラルの認識の微妙な分岐をも意味する。というのも、ミストラルの国際レジーム概念は、フォーディズムを生産規範と消費規範の同時的変革による大量生産・大量消費の確立に求めるというレギュレーション学派の原点を内蔵しているからである。他方、ボワイエ等のレギュレーション学派は、資本主義の多様性分析の認識を深化させる過程でフォーディズム・モデルの希薄化をも、もたらしめているからである。例えば、ボワイエの指摘に見られるように、「フォーディズムに……取って代わりうる諸蓄積レジームの研究によって、資本主義内は複数の諸形態が共存するという問題が前面に出てきた」(Boyer [2004]p. 46 ; 63ページ)。あるいはボワイエは、「文字通りのフォーディズム・モデルは普及していないことが確認されねばならなかった」(Boyer [2004]p. 54 ; 74ページ)と述べるに至っているからである。しかしながら、ミストラルはフォーディズムの危機以降の国民的諸軌道の分岐について具体的に語っていないとはいえ、彼にあっては、まさにこの時期以降の国民的諸軌道の分岐は、既にフォーディズム下の「成長期において作用した累積的な分岐に根を持っているのである」(Mistral [1982a] p. 232 ; 57ページ)。

ちなみに、例えば藤本 [2012] 2章は、日本の高度成長期における「不足の経済」が日本のインテグラル型アーキテクチャへのフォーディズム以降の特化を刻印していくことを、彼の他の膨大な著作と共に説得的に検証している。したがって、先行性を有する覇権国の生産・消費

規範への各国の不均等な適合過程というミストラルの視角からすれば、レギュラシオン学派の資本主義の多様性認識は、アーキテクチャ論との交差と共に、その認識の深化過程を再度、レギュラシオン学派の原点認識と統合する必要があるように思われる。

第二の留意点は、ミストラルの国際レジーム論にあつては、アメリカの覇権の衰退期が「国際ノン・レジーム期」として捉えられている点に関わる。しかしながら、この国際ノン・レジーム期においては、世界経済空間の「断片化」傾向のみが生じたのではなく、貿易・経済摩擦の頻発にもかかわらず、依然として「統合化」が保たれている。したがって国際ノン・レジーム期は、ミストラルの「統合化と断片化の弁証法」の視角から、どのように把握されるのかという問題点を内蔵している²⁰⁾。またこのことは、いわゆる「ニュー・エコノミー」期を経てリーマン・ショックに至るまで、アメリカの「資産形成成長レジーム *regime de croissance patrimonial*」(Aglietta [1998] [1999])、あるいは「金融主導型成長レジーム *finance-led growth regime*」(Boyer [2000])が優位を占めていく過程を、アメリカの覇権の解体と再建との関係でどのように捉えるかということとも関連している。だが、この問題領域は、ミストラルによる言及がないため、本稿の守備範囲を大幅に超える。したがって、この問題は「覇権安定論」を扱う次号の 補論3 において、「パクス・アメリカーナの解体・再編過程とミストラルの掲げた覇権の四条件」として、問題の所在を部分的に指摘するに止めたい。

以上のように本稿は、ミストラルによるレギュラシオン学派の基礎概念の国際領域への移植がどのようにしてなされたのかを、整理しながら検討してきた。

だが本稿を終えるに当たって、ここで 補論1 として、「歴史的制度的マクロ経済学」として「レギュラシオン・アプローチの包括的な理論的整理をするピヨド」によるミストラルへの言及を取り上げたい²¹⁾。というのも、ミストラルは、レギュラシオン学派の初期の諸著作においてはレギュラシオン学派で国際領域を扱った研究者として、その重要性が断片的にはあるが、しばしば指摘されながら、今日では言及の後景に退いているからである。それに対して、Billaudot [2001] 第IX章「レジーム状態にある経済：国際的なもの」は、再びミストラルに光を当て、ミストラルの国際レジーム概念の導きの糸をピヨドの理論展開に引きつけて図式化しているからである。そこで本稿は、その図式化に関わる限りでピヨドを検討し、ミストラルの国際レジーム概念を補足したい。

20) フランスにおいて IPE (EPI : Economie Politique Internationale) を代表する Chvagneux [2004] pp. 97-109は、覇権の危機によって各国の蓄積に必要な国際的な政治的安定性が保障されなくなったにもかかわらず、世界経済がアナキーに陥らないのはなぜかと問い、国際領域でのレギュラシオン学派の分析原理を批判している。

21) 山田 [2008] 第3章は、レギュラシオン学派の30年の研究史をサーベイした箇所では、Billaudot [2001] の副題を援用して、彼をこのように紹介している。

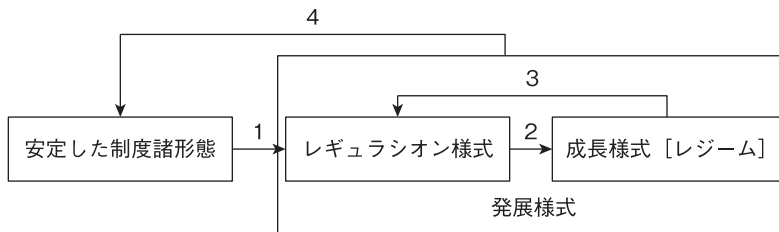
また、それとあわせて、本稿では 補論2 として、ミストラルとビヨドの論理展開を踏まえた上で、ポワイエがレギュラシオン学派の基礎概念を示した基本図に加筆修正を加え、この基本図をフォーディズム下の覇権国アメリカの発展様式の国際的波及を示す図として読み替えていくことを試論的に試みたい。

補論1 ビヨドによるミストラルの国際レジーム概念への言及とその試論的整理

ビヨドの国際レジーム概念に関する論理展開の特徴は、閉鎖経済下にある「国民経済レベルにおいて制度諸形態・レギュラシオン・成長を結びつける図式」としてのレギュラシオニストの命題を、「国際レベルにおいて重ね合わせて展開」(Billaudot [2001] p. 250) していることである。そしてそのことによって彼は、ミストラルが覇権国の「成長レジーム」の国際的波及として把握した国際レジーム概念を、覇権国の「発展様式」の国際的波及として捉え返し、レギュラシオン学派の基礎概念との関係をより明確化したのである。

したがってまず、安定した制度諸形態を伴うレジーム状態にある閉鎖経済として捉えられた国民経済に関して、ビヨドによる「制度諸形態」、「レギュラシオン」、「成長」の相互関連についての図式を前もって検討しよう。彼は、この相互作用に関して次の四つの継起的モメントを指摘する。

「[1] 制度諸形態の一定のシステムは、レギュラシオン様式を規定する(作用1)。
[2] このレギュラシオン様式が成長様式[レジーム]を操縦する(作用2)。
[3] この成長様式[レジーム]がレギュラシオン様式を強化し、その結果、この組み合わせから生じる発展様式の内的首尾一貫性が保障される(小フィードバック作用3)。
[4] この発展様式は、制度諸形態のシステムが生まれたそのシステムを安定させる(大フィードバック作用4)」(Billaudot [2001] p. 201)^{22) 23) 24) 25)}。



Billaudot [2001] p.202

図2 レジーム状態にある経済の推測命題

22) ちなみに Billaudot は、「様式」と「レジーム」という用語を、例えば「様式(あるいはレジーム) mode (ou regime)」(Billaudot [2001] p. 67) のように等しい意味において用いている。したがって彼の著作には、「レギュラシオン・レジーム regime de regulation」, 「成長レジーム regime de

croissance」という表現も散見される。このような Billaudot の用語法からすれば、通例、レギュラシオン学派で用いられる「レギュラシオン様式」と「成長レジーム」の結合体としての「発展様式」も、「レギュラシオン・レジーム」と「成長レジーム」の結合体としての「発展レジーム」として言い換えることが可能であろう。また別稿で検討する Mazier / Basle / Vidal [1993a] は、Mistral の「国際分業地図」を「国際成長レジーム regime international de croissance」という用語で表現している。そして彼らは、「国際レジーム」がこの「国際成長レジーム」と「国際レギュラシオン諸形態 formes de la regulation interunationale」から構成されるものと見なしているのである。Billaudot の「レギュラシオン・レジーム」という表現を踏まえれば、そして先に本稿注13で指摘したことを考慮に入れれば、まさに「国際レジーム」は、「国際成長レジーム」と「国際レギュラシオン・レジーム」の適合として表現できる。したがって、これらの用語の使用法は、本稿注13でも指摘したこととあわせて、レギュラシオン学派の「レジーム」概念そのものの再検討を迫り、場合によっては基礎概念の表現方法そのものの変更を伴うかもしれない。

- 23) 上記のように「国際レジーム」を「国際成長レジーム」と「国際レギュラシオン・レジーム」の適合関係として表現するならば、「レジーム」概念は、レジームの移行のみならず、注13でもみたようなレジーム概念の有する実体的側面と制度的側面という立体性の問題をより鋭く提起する。そのため、脇道にそれるとはいえ、ヨハネ「黙示録」の世界に立ち入った Lipietz [1985] ch.1, [1986a] ch.1 のひそみにならって、筆者の専門外ではあるし、原語（ギリシャ語）との対応関係も理解できないとはいえ、仏語訳の使徒パウロのレジーム概念が「移行」と「階層的立体性」という興味深い視点を含んでいるため、その点に少しばかり踏み入ることにする。ちなみに、ヨハネ「黙示録」を社会＝歴史認識としての経済学の分野に引き寄せ、「黙示録」と市民社会論としてのマルクスの関係について問題提起をした著作として、平田 [1969] 第5・6章を参照。

- 24) レジームについて使徒パウロは、「ヘブル語とギリシャ語のオリジナルなテキストから翻訳」されたと形容される Paul [57 8? / 2001] 'Epitre de Paul aux Romains' *La Sainte Bible, traduite d'apres les textes originaux hebreu et grec* [2001], Alliance Biblique Universelle において、次のように語っている。

'Mais maintenant, nous sommes degages de la loi, car nous sommes morts a ce qui nous tenait captifs, de sorte que nous servons sous le regime nouveau de l'Esprit et non plus sous le regime ancien de la lettre' (「ローマ書」7:6)。「しかし今や、私たちは律法から解放されています。というのは、私たちは自分が囚われていたものに対して死んだからなのです。その結果、私たちは、もはや文字に従う古いレジームの下ではなく、霊に従う新しいレジームの下で仕えるようになっているのです」(筆者拙訳。なお、下線は筆者)。

だがそのすぐ直後から Paul は、彼が解放されたはずの律法と罪の関係について論じ、さらに「わたしは自分の望む善は行わず、望まない悪を行っている」(7:19)と嘆きの声を発している。古いレジームの下での文字に従う律法による規範と新しいレジームの下での自発的な規範の間の緊張関係については、「原罪」理解とも絡んで様々な解釈があるらしく、一方では、新しいレジームに再び、そこから解放されたはずの古いレジームが忍び寄っているのかもしれない。あるいは他方では、Paul が人間存在 (être = being) を、YMCA の理念を想起させるような、霊 (esprit = spirit)、魂 = 知情意 (âme = mind)、身体 (corps = body) の階層的三層構造でトータルにとらえる人間観に照らして (Paul [50? / 2001] 「テサロニケ前書」5:23)、古いレジームの時から継続している魂・身体 (その時代や民族の価値観に囚われた習慣化した思考方法・生活様式) と新しいレジームに適合的な新しい思考方法・生活様式との間のギャップに悩んでいたのかもしれない。いずれにしても仏語訳の Paul にあっては、レジーム概念が移行および重層的な関係において捉えられているようである。このことは、レジーム概念の理解に当たって、何らかの認識の深化に繋がる可能性を有する、そして自然界から人間の慣習・内面に至る時空を超えたいわば「被造物」(Paul [57 8? / 2001] ch.1・8) 視点による

しかしながらピヨドは、各国経済が孤立して存在するものでない以上、各国の発展様式を真に理解するためには、各国経済の総体から形成される「世界＝経済」の安定的な再生産の条件を考慮しなければならないことを指摘する。そして彼は、その条件をミストラルにならって以下の三点として掲げる。[1] 覇権経済の存在、[2] 堅固に確立された相互補完性の存在、[3] 許容可能な範囲内への各国の制度的格差の維持がそれに当たる (Billaudot [2001] pp. 241 8)。

その上で彼は、ミストラルを踏襲しつつ、「世界＝経済」としての国際レジームの定義を次の三系列に要約している²⁶⁾。

[1] 「国際レジームは、国際経済制度の適切な諸形態によってもたらされる [覇権国の] 発展様式の国際的波及 (の結果) として理解されなければならない」 (Billaudot [2001] p. 250。なお下線は筆者)。

[2] 「国際レジームは、対外経済諸関係のレギュレーション様式と各国経済の成長の好循環様式との間の首尾一貫性の確立によって形成される」 (Billaudot [2001] p. 251)。

[3] 「あらゆる国際レジームは、いま述べたような国際分業地図とある国際レギュレーション形態 *une forme de la regulation internationale* の間の動的な両立性の表現なのである」 (Billaudot [2001] p. 252)²⁷⁾。

「空間＝時間」(Braudel [1979] ch.1を参考に筆者造語)としての射程を含んでいると思われる。

25) 人間存在をトータルに捉える必要性は、「理化学研究所」における脳科学の分野でも指摘されている。「知情意」に関する分野に限っても知識とその成果のみが偏重されがちな、またそのことによって少なからざる人々が心病んでいる現代日本社会において (例えば、上田紀行「今を読み解く：社会の根幹揺さぶる自殺」『日本経済新聞』2009/9/13)、人間存在をトータルに尊重していくことが、時代の価値観や他人の評価そして状況によって囚われない脳の自己存在肯定的な (したがって他者存在肯定的でもある) アルゴリズム獲得機能にとって欠かせないものとして重要視されているからである (松本 [1996], [1999])。

26) Billaudot [2001] pp. 241 9 は、Mistral の国際レジーム概念が Braudel [1979] の「世界＝経済」概念に、ほぼ対応するものであることを示唆している。

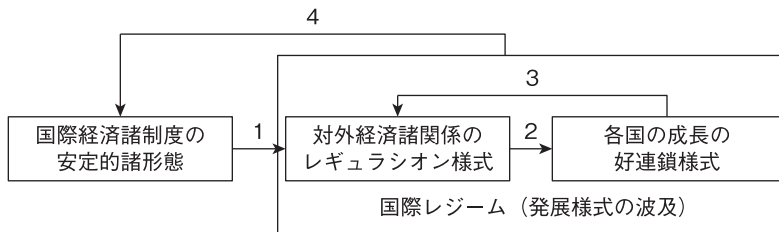
27) Mistral が「国際レギュレーション諸形態」を複数形で用いているのに対して、Billaudot は「国際レギュレーション形態」を単数で用いている。この違いは、Mistral の「国際レギュレーション諸形態」が階層的に分類された三カテゴリーから構成されていたのに対して、Billaudot の場合には、Mistral の「国際レギュレーション諸形態」の第三カテゴリーである「国際経済諸関係の制度化」のみを Billaudot の「国際経済諸制度の安定的諸形態」として、「国際レギュレーション形態」と等置しているからと思われる。ただ、ミストラルの国際レギュレーションの第一カテゴリーである国際ネットワークも第二カテゴリーである多国籍企業も、国際ネットワークに組み込まれた国のインフラ整備 (例えば「国家の性質」) を媒介として、また多国籍企業の組織原理の移植 (例えば、「賃労働形態」「競争諸形態」)

このうち、[3]の定義は、ミストラルの難解な国際レジーム概念の展開において垣間見えるものとはいえ、ミストラルの定義をほぼそのまま踏襲したものである。それに対して、[1]の定義は、ミストラルが覇権国の「成長レジーム」の国際的波及として捉えた国際レジーム概念を、ビヨドは覇権国の「発展様式」の国際的波及として捉え直している。このように捉え直したことは、ビヨドが閉鎖経済下にある図2の「発展様式」に国際領域における図3の「国際レジーム」を対応させる際に、「国際経済諸関係の安定的諸形態」、「対外経済諸関係のレギュラシオン様式」、「各国の成長の好連鎖様式」という概念を認識論として新たに生み出させた。そして、それらの継起的モメントを説明するために、定義[2]が定義[1]を補完するためにビヨドによって独自に提示される。

ビヨドは、直接的には定義[1][2]を説明するために、また間接的には、これらの全定義を包括するものとして、図3のような「国際レジームの認識論図式」を掲げ、次のような簡潔な説明を付している。

「規定諸要因 determinations (1&2), ついで規定諸要因の首尾一貫性を示すフィードバック作用と同時に(3), 出発点の制度諸形態の安定的な構造諸原理を示すフィードバック作用(4)」(Billaudot [2001] p. 251)。

だが、この説明はあまりにも簡潔すぎるので、我々はビヨドの国際レジームの定義[1][2][3]を考慮に入れて、先の図2をも参考しつつ、彼の論理展開(Billaudot [2001] pp. 241-52)を思い切って試論として次のように整理したい。ただし、彼の当該箇所での論理展開は、国際レジーム論一般に適用できるものとして抽象的に論述されているが、実質的には、「国際フォード主義レジーム」(Billaudot [2001] p. 252)を念頭に置いて展開されていると思われる。



Billaudot [2001] p.250

図3 国際レジームの認識論図式

を通じて、関係諸国の制度諸形態に影響を与えられる。したがって、Billaudotの「国際経済諸制度の安定的諸形態」よりもMistralの「国際レギュラシオン諸形態」の方が、より包括性を持っていると考えられる。

他の諸国に対して先行性を持つ覇権国の発展様式は、その国際的波及に適合的な「国際経済諸制度の安定的諸形態」[ミストラルの国際レギュレーション諸形態の第三カテゴリーである「国際経済諸関係の制度化」]に支えられつつ、すでに覇権国経済において確立された発展様式に対して各国が参入可能な国内的な制度諸形態を採用するように作用する。このようにして変革された各国の制度諸形態 = 「対外経済諸関係のレギュレーション様式」は、覇権国経済の発展様式によって、それを波及させるのに適切な「国際経済諸関係の安定的諸形態」を媒介として、規定されている。(図3の矢印1。また図2の矢印1を参照)。それゆえ、この「対外経済諸関係のレギュレーション様式」は、覇権国の成長レジームへの参入への各国の制度諸形態の適合を意味するミストラルの国際「競争力の危機(小危機)」に相当すると言えるであろう。

このようにして変革された各国の「対外経済諸関係のレギュレーション様式」が覇権国の発展様式に参入するのに許容可能な範囲に吸収されるならば、各国経済に何らかの部門において累積優位としての比較優位を生み出す²⁸⁾。そして各国は、比較優位部門の製品(金融商品等のサービスも含む)を相互に輸出することによってその成長を加速させ、「各国の成長の好連鎖様式」を生み出す(定義[2]および図3の矢印2。図2の矢印2も参照)。

この成長の相互促進によって、各国間の「堅固に確立された相互補完性」=「国際分業地図」が形成される。そしてこの相互補完性に基づいて、各国の「対外経済諸関係のレギュレーション様式」と「各国の成長の好連鎖様式」の首尾一貫性が確立される。その結果、覇権国の発展様式の国際的波及としての国際レジームが形成される(定義[1]。図3の矢印3。図2の矢印3も参照)。

したがって、図中の大きなで囲まれた部分は、「対外経済諸関係のレギュレーション」に焦点を当てれば、覇権国の発展様式への各国の参入形態を示している。つまり、国際規範である覇権国の発展様式の各国への波及を、したがって国際標準である生産・消費規範への参入に適合的な各国の制度諸形態の変革を示している。またこの部分は、「各国の成長の好連鎖様式」に力点を置けば、「堅固に確立された相互補完性」=「国際分業地図」を示している。そして、この部分は、「対外経済諸関係のレギュレーション」が「国際経済諸制度の安定的諸形態」に既に媒介的に規定されたものとしてあるので、ほぼミストラルの「国際レギュレーション諸形態と国際分業地図の適合」に相当する(定義[3])。

そして、このようにして形成された国際レジームは、フィードバック作用によって出発点の「国際経済諸制度」を安定化させるのである(図3の矢印4と図2の矢印4)。

以上のようにピヨドは、国民経済レベルにおける発展様式の形成に至る継起的モメントを、国際領域において彼が新たに設定した諸概念の継起的モメントと重ね合わせて展開し、そのこ

28) Billaudot [2001] pp. 251 2はMistralの戦略圏概念に依拠しつつ、このような累積優位に基づく比較優位はフォーディズム期では北北関係にとどまり、南北関係における特化は累積優位ではなく、要素賦存の相違によるとしている。

とによって国際レジームの形成過程を描いている。つまり、彼の論理展開を定義 [1] [2] [3] を踏まえて敷衍すれば、国内レベルにおける制度諸形態 / レギュラシオン様式 + 成長様式 / 発展様式の継起的モメントは、国際レベルにおいて、覇権国の発展様式 + 国際経済諸形態 (定義 [1]) / 対外経済諸関係のレギュラシオン様式 + 各国の成長の好連鎖様式 (定義 [2]) / 国際レジーム (定義 [3]) の継起的モメントとして描かれているといえるであろう。

このように、ミストラルによる成長レジーム / 国際分業地図、制度諸形態とレギュラシオン様式 / 国際レギュラシオン諸形態、発展様式 / 国際レジームの対応関係は、ピヨドによって覇権国の発展様式 + 国際経済諸形態を起点とした認識論的生成史として捉え直されているのである。したがってミストラルの国際レジーム概念は、いわば、形成された国際レジームを事後的に整序したものとして理解することが可能であろう。ピヨドは、国際レジーム概念を認識論的発生史として捉えることによって、レギュラシオン学派の基礎概念間の関係を国際領域においてより明確化して把握したのである。また、このことは、補論2 でみるように、ポワイエの基本図 (図1) を国際レジーム視点から読み替えていくことを可能にするのである。

ただし、ミストラルとピヨドには微妙な違いがあるように思われる。ミストラルの場合には、制度的側面である「国際レギュラシオン諸形態」と実体的側面である「国際分業地図」の適合に重点が置かれ、また既にみたように、時として実体的側面に力点が置かれている。それに対してピヨドの場合には、図2においても、図3においても、制度的側面が実体的側面を規定することに重点が置かれ、制度的側面の論理的先行性が際立っているのである。いずれにせよ、制度的側面と実体的側面の関係については、理論と歴史 (パクス・ブリタニカ、あるいはパクス・アメリカナの具体的分析) の往復運動において解明されなければならない困難な課題であろう。

補論2 国際レジーム視点によるポワイエ基本図の読み替え試論

ちなみに、ミストラルの論理展開を敷衍したピヨドを踏まえた上で図1 (ポワイエによる「諸概念の図式的説明」に筆者加筆修正) を想起すれば、我々はポワイエのこの基本図を、覇権国の発展様式の国際的波及としての国際レジームを表現する図として読み替えることができる。

そのために、戦略圏に参入する覇権国以外の「[各国の] 制度諸形態」と区別して、ポワイエの基本図に、他の諸国に対して「覇権の源泉である先行性」(Billaudot [2001] p. 251) をもつ「覇権国の発展様式 + 国際レギュラシオン諸形態 [1]」を太い点線の□として加えてみよう。さらに、図の諸概念間の相互関係を示すために太い点線の矢印と太い点線に囲まれた○を加筆する。この本稿によって加筆修正されたポワイエの基本図は、国際レジーム視点から以下のような読み替えを可能にする。

まず、先行性を持つ覇権国の制度諸形態によって生み出された「覇権国の発展様式と覇権に

よって基礎づけられた国際レギュレーション諸形態 [1] は、各国の「制度諸形態」に対して覇権国の制度諸形態に適合するよう作用する ()。そしてピヨドによる図2および図3の矢印1参照)。こうして変革された各国の「制度諸形態」が各国の「レギュレーションの性質」と「蓄積レジームの型」を生み出し ()、この両者が各国の「発展様式」を形づくる ()²⁹⁾。そして各国の発展様式の相互補充に覇権国の発展様式が合流することによって「国際レジーム [2]」が形成される ()。こうして、この「国際レジーム」は、先に述べたミストラル/ピヨドの安定的な世界 = 経済としての国際レジームの確立・再生産の三条件を満たすものとなる。そして、この国際レジームは、各国の「制度諸形態」と「覇権国の発展様式 + 国際レギュレーション諸形態」共々に対してフィードバック作用を果たしていくのである ()³⁰⁾。

このようにして我々が試論として展開したことは、ボワイエの基本図を国際レジームの確立と再生産を表す図として、またフィードバック作用によって国際レジームの変容をも示す図として読み替えていくことであったのである。そしてまたボワイエの基本図は、我々が付け加えた「覇権国の発展様式 + 国際レギュレーション諸形態」から国際レギュレーション諸形態を切り離し、この国際レギュレーション諸形態がアメリカの発展様式と他の諸国の発展様式との間の「協

29) この各国の発展様式は、国際フォーディズムにあつては、一方では、(旧) IMF の金・ドル本位制と調整可能な釘付け相場 adjustable peg としての固定相場制、他方では前稿 (注18) で述べた GATT の「国境主義」に支えられて、各国経済の相対的自律性を許容可能なものとしている。そしてレギュレーション学派は、この相対的自律性を「国民的賃金本位制」として要約的に表現しているのである。

30) このフィードバック作用は、一方では上の注でみたように、各国の制度諸形態の効率化と、そのことによる覇権国の発展様式 + 国際レギュレーション諸形態の強化に繋がる側面を持つ。だが他方では、その作用は、「最も効率的なレギュレーション諸形態を実行した諸国民経済がアメリカの生産性やテクノロジーの水準に追いつき、戦後の国際成長の基礎そのものを打ち砕いた」(Mistral [1982a] pp. 231-2; 56ページ) 側面も持つのである。そして、そのことによるバクス・アメリカーナの解体・再編の過程を、Mistral の「国際レギュレーション諸形態」に則して辞典風 (例えば、岩内亮一/藪野祐三編 [2003] 『国際関係用語辞典』学分社) に整理すれば、我々は次のように述べることができるであろう。第一カテゴリーの国際ネットワークは、陸海空交通ネットワークにおける高速大型大量輸送 (あるいは小型化多頻度輸送) / ハブ港とハブ空港 / コンテナ化 = モジュール化による輸送コストの削減、情報通信技術における IT 革命、国際金融ネットワークにおける多国籍銀行やユーロ市場の発展として現れる。また第二カテゴリーは、典型的にはアメリカを起点とする企業の多国籍化から先進諸国間の直接投資の相互浸透への移行 (Vernon [1966] モデルから Hymer [1976] モデルへの移行) として表現され、さらには対途上国直接投資の増大や途上国企業自身の多国籍化と、それを可能にするモジュラー型アーキテクチャ化製品 (金融商品等のサービスを含む) の比重の増大として表れる。そして第三カテゴリーは、国際通貨・金融面では、金ドル交換停止、および変動相場制への移行とそれに伴う国際資本移動の自由化として表されていく。また通商面では、GATT (国境主義) から WTO (国内主義) への推移、および FTA / EPA, TPP 等のような地域経済統合 (国内主義) の進展によって表現されていくことになるのである。これらのことは、直接的であるか間接的であるかを問わず、また西欧の社会が非西欧の社会かを問わず、いずれも、「国際分業において展開している競争諸形態」(Aglietta [1997] p. 441; 30 ページ) に対して国内の制度諸形態そのものの中に市場原理を浸透させる圧力として作用し、グローバリゼーションの進展を増幅しているのである。

調と対立」から生み出されるものとするれば、「覇権後 After Hegemony」(Keohane [1984])の国際レジームの基本構図を描き出すことのできる可能性をも示唆しているのである。

以上のように本稿は、前稿におけるミストラルの国際レジーム概念の再構成を踏まえて、彼の国際レジーム概念の第一の特徴を析出してきた。それは、レギュラシオン学派によって断片的に、それゆえ、いわば覆いのかかった状態で言及されてきたミストラルの国際レジーム概念の第一の特徴を、彼がレギュラシオン学派の五つの基礎概念を国際領域へ移植したのものとして解説し、あわせてそのことが伏在させている問題圏を検討することであった。また本稿が 補論1 としてビヨドの紹介と試論的整理として試みたことは、ミストラルの論理展開を敷衍したビヨドの国際レジーム概念が閉鎖経済下にある「制度諸形態」/「レギュラシオン様式」/「成長レジーム」の関係を、「国際レジームの認識論図式」として国際レベルにおいて理解することであった。そしてそのために本稿が試みたことは、彼が国際レジームの認識論的な発生史把握として新たに設定した諸概念を国内図式と重ね合わせて展開した論理構成に関して、それを再構築することであった。その上で本稿が 補論2 の試論として展開したのは、レギュラシオン学派の基礎概念を図式化したボワイエの図を、ミストラル/ビヨドを踏まえて、国際レジームの視点から再構成することであった。

次稿では、ミストラルの国際レジーム概念の第二の特徴であるアメリカ国際レジーム学派との交差と両者の異同について垣間見たい。

参考文献

第67巻第2号参照